

令和4年度滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰

<質疑応答>

○無事故期間について

ご意見・ご質問	回答
無事故期間について、下請けの主任技術者として従事した建設工事も含まれるか。	監理技術者等として従事した建設工事は元請工事に限り、下請けの主任技術者として従事した建設工事は含まないものとします。
無事故期間は、現在所属している会社での期間を指すのか。	所属している会社に限らず、監理技術者等として従事した建設工事における無事故期間とします。なお、推薦者が責任をもって証明するようお願いします。

○表彰対象年齢について

ご意見・ご質問	回答
<p>若手技術者の表彰対象について、「基準日(表彰年度の4月1日)における年齢が40歳以下」の者とあるが、昭和56年4月2日生まれの人は評価対象になるのか。</p> <p>民法第143条によると、誕生日の前日に年齢が加算されるため、評価対象は「昭和56年4月3日以降に生まれた人」と解釈できる。</p> <p>評価対象となる年齢の考え方を教えてほしい。</p>	若手技術者の表彰対象について、民法第143条の解釈によらず、誕生日に年齢を加算するものとし、令和4年度の表彰は昭和56年4月2日以降に生まれた人を対象とします。